

□委員会報告□

学術大会(総会・秋季)における発表演題の審査について

学術委員会 プログラム小委員会報告

委員長 白石順二

(熊本大学大学院生命科学研究部)

緒 言

平成 23 年度より、日本放射線技術学会(以下、本学会)は、総会学術大会および秋季学術大会で発表される演題の審査システムを、従来法から大幅に変更した。ここでは、本学会会員(以下、学会員)の、新しくなった発表演題の審査に対する深い理解と、今後の演題応募の際に参考となる知識の習得を目的として、新しくなった演題審査のシステムと、そのシステムを採用するに至った経緯について解説する。

1. 新しい演題審査システムのコンセプト

新しい演題審査システムへの大きな変革は、学術大会における演題発表に対する多くの学会員からの意見からスタートした。これまで、ほとんどの学会員は、春の総会も秋の秋季学会も、演題を応募すれば必ず採用される、と暗黙のうちに認識していた。事実、平成 22 年度までは、よほどのことがない限り、応募されたほとんどの演題は採用されていた。これは、まだ診療放射線技師による研究が現在のように盛んでなかつた頃に、学術大会で発表をしようという向上心のある学会員の演題は、全部採用にしようという学会上層部の意図があったためと予想される。しかし、多くの学会員が研究の本質について理解している今日では、過去に行われた研究や他のグループが行った研究が、あたかも新しい研究のように発表されたり、内容の不十分な学会発表が平気で行われたりすることに対して、応募演題の審査の在り方に問題を投げかける声も少なくなかった。実際に本学会の理事も、そういった声を耳にしていたし、私自身も強く感じていた。そこで、“新規性、または完成度が低く、学会員に利益をもたらさない応募演題は、審査の段階で不採用として、学術大会の開催期間における研究発表の時間をこれまでよりも有効に使う”，というコンセプトのもと、これまでのような“全応募演題を採用することを前提とした”演題審査ではなく、“応募演題を適正に評価する”新しい演題審査システムの具体化が、企画委員会で検討されることとなった。

2. プログラム小委員会とプログラム選考会議

新しい演題システムの採用に対して、まず企画委員会が中心となって取り組んだことは、プログラム小委員会の常置化と従来の「プログラム小委員会」の名称と役割を「プログラム選考会議」に置き換えるための学会規約の改定であった。従来のシステムでは、“演題の審査結果を話し合うため”プログラム小委員会が学会ごとに召集され、当該学会の大会長がプログラム小委員長を兼任していた。また、プログラム委員には専門分科会と大会長が推薦した者が学会ごとに選出され、担当の応募演題を審査した後、各セッションに振り分け、その座長を指名する作業を行っていた。しかし、応募された演題の採用・不採用を決定する演題審査においては、少なくとも演題審査に関わるプログラム委員は常任として、学会ごとに審査の基準が変わる、ということを避けなければいけない。さらに、演題審査が公平に行われるためには、演題応募者の氏名や所属を知る立場にあるプログラム委員が演題の審査を行うのではなく、そういう個人情報をまったく知らされていない独立した演題審査員が演題の審査を行うことが必要と考えられた。そこで、従来は大会開催委員会の直下にあったプログラム小委員会を学術委員会の下に配置し、委員の任期を最低 2 年として、安定した審査を行うことが可能な体制の確立を企画委員会から理事会に提案し、承認を得た。そして、プログラム小委員会の常置化に伴って、それまでに年に 2 回、学会ごとに召集されていた「プログラム小委員会」は、役割はそのままに「プログラム選考会議」と名称を変更することになった。Fig. 1 に学会の組織におけるプログラム小委員会の役割と他の関連した委員会(大会開催委員会、大会実行委員会)との関係を示す。現在、プログラム小委員会の構成は小委員長とプログラム編成担当委員が各 1 名、そして、専門分科会から推薦され選考された専門分野別のプログラム委員が 10 名の計 12 名で(プログラム小委員会に関する規定を参照)、第 68 回総会学術大会の演題審査には 32 名の演題審査員が

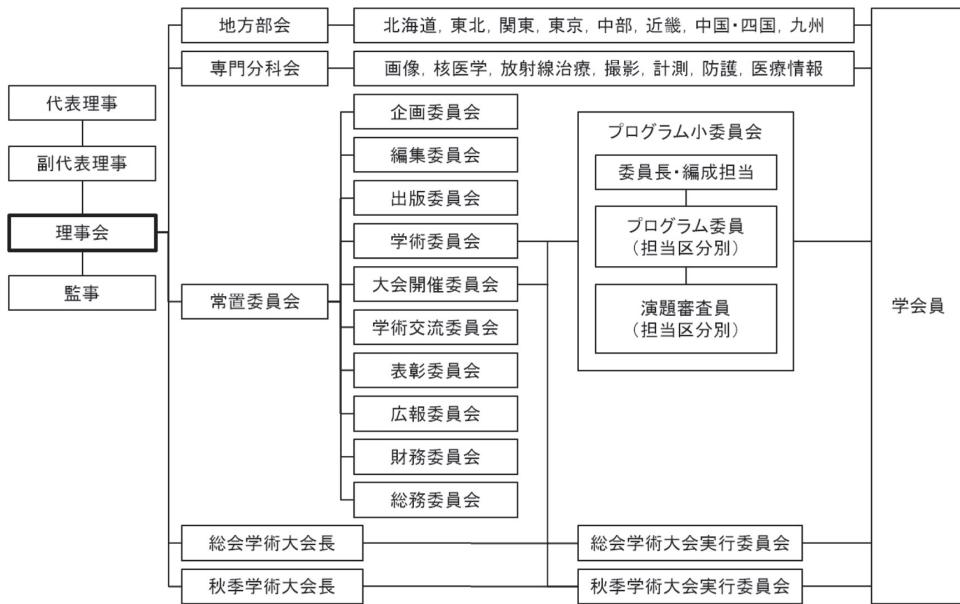


Fig. 1 公益社団法人日本放射線技術学会の組織図とプログラム小委員会の位置付け

選出され、その責務に当たる。

3. プログラム編成について

プログラム小委員会の常置化が平成 22 年度の理事会で承認され、今年 5 月に、プログラム小委員会のメンバーが決定した直後から、6 月 1 日に演題応募の締め切りを控えた秋季学術大会の演題審査について、新しいシステムによる具体的な演題審査の作業が始まった。「新規性、または完成度が低く、学会員に利益をもたらさない応募演題は、審査の段階で不採用として、学術大会の開催期間における研究発表の時間をこれまでよりも有効に使う」というコンセプトを実現させるためには、まず、同じ専門分野の演題発表や講演が同じ時間に別々の会場で並行して行われるようなプログラム編成をなくす作業が必要であった。こういったプログラム編成は、従来から大会実行委員会と大会開催委員会内のプログラム編成班が共同で行っており、新しいシステムになつても、その担当は変更せず、唯一、発表演題数(採用演題数)の決定の時期を変更した。従来のシステムでは、発表演題数は応募演題の数とほぼ同じで、すべての応募演題を専門分野別の応募区分ごと、または発表区分ごとに振り分けた後で、それらのセッションで予想される参加人数や過去の実績、または座長の重複等に注意しながら、時間や会場を決定するといったプログラム編成を行っていた。しかし、新しいシステムでは、まず発表演題数(採用演題数)、今回の秋季学会の場合は、口述発表とポスター発表の合計数)を、用意した会場の数と時間で決定した。そして、その数を応

募演題の割合に応じて、専門分野別に振り分け、各専門分野で採用される演題の大体の数を最初に決定した。Table 1 に示したのは、平成 23 年 6 月 17 日の時点での第 39 回秋季学術大会における専門分野別の応募演題数と採用予定演題数、および不採用予定演題数である。演題審査の前に大体の採用演題数とプログラム編成を決める、という新しい方法は、同じ専門分野の演題発表や講演の重複をなくすという点で非常に有用であり、以前に比べて聴きたい演題(講演)が重なって聴けない、という学会員の不満が大幅に減少するものと期待している。

4. 応募要項について

応募演題の審査をスムーズに、そしてできるだけ的確に実施するためには、演題の応募要項の作成からプログラム小委員会の意見が反映される必要があった。第 68 回総会学術大会の応募要項作成に当たっては、第 68 回総会の土井大会長が考えていた計画とプログラム小委員会の希望が大筋で一致していたこともあり、いくつかの試みが応募要項作成の段階で新しく採用されることとなった。応募演題の審査のために、演題応募の時に「新規性に関する説明」の提出を追加したのは、第 39 回秋季学術大会からであるが、これは第 68 回総会学術大会で同様のことを計画していたためで、この「新規性に関する説明」の提出は、プログラム小委員会にとっても演題審査の点で、非常に有効であった(演題審査の詳細は後述)。また、「新規性に関する説明」に加えて、第 68 回総会の演題応募からは、演題の専門分野別の応募

Table 1 第39回秋季学術大会応募演題総数と採用・不採用予定演題数(H23.6.17時点)

専門分野	応募演題数	採用予定演題数			不採用演題数
		口述	展示	全体	
放射線技術概論・放射線管理	46	31	13	44	2
画像工学(1)・(2)	33	22	10	32	1
X線検査(1)・(2)DR	44	28	13	41	3
X線検査(3)CT	103	65	31	96	7
超音波検査	0	0	0	0	0
骨塩定量検査	0	0	0	0	0
MR検査	79	55	18	73	6
核医学検査	29	20	7	27	2
放射線治療	53	35	15	50	3
医療情報管理	10	6	3	9	1
合計	397	262	110	372	25

区分がこれまでよりも細分化され、新たにキーワードを指定するようになった。これらは多様化する放射線技術科学研究において、できるだけ適正な演題審査を行うために必要な項目で、適切にキーワードが指定されていれば、その専門分野の演題審査員がその応募演題を審査することになる。

第68回総会からの新しい試みのもう一つは、演題応募時に希望発表区分を指定できなくしたことである。平成22年度までは、CyPos発表で採用された演題についても5分程度の口述発表の機会が与えられていたが、この5分の口述発表は、研究発表の時間としては不十分であり、このCyPosの口述発表のために、プログラム編成が過密になるという弊害があった。そこで、プログラム小委員会と大会開催委員会で協議のうえ、第68回総会からは、CyPos採用の場合の口述発表を廃止した。そして、全演題採用者に対してCyPosの事前登録を義務付け、その全演題採用者の中で、演題審査による評価の高かった上位の演題に、口述発表の機会が与えられることになった。これは、できるだけ質の高い演題に学会発表(口述発表)をしてもらうことで、学会員の研究発表のレベルの向上を図ることを目的としている。

上記の新しい試みとは別に、第68回総会の応募要項の1)と2)には、以下のような記述がある。

1)発表者(演者)は本学会正会員・学生会員で平成23年度会費完納者です。非会員については、特に発表料は必要ありませんが、当日参加登録費として20,000円が必要です。なお、会員であっても平成23年12月1日時点で平成23年度の会費未納者は同様に非会員扱いとなります。

2)タイトルには会社名や商品名、商標名を使用することはできません。また、第一報、第二報、その1、その2などの表現も認めていません。抄録内容に

応じたタイトルまたはサブタイトルを付けてください。

本学会では、これまで、発表料を演題応募時に支払うことによって学会会員でなくても学術大会で発表が可能としてきた。しかし、演題審査によって不採用となる可能性が無視できなくなったため、第68回総会からは、発表料の徴収を止め、非会員からは、発表の際に当日参加登録費として20,000円を徴収することになった。なお、学会員であっても平成23年12月1日時点で当該年度の学会年会費が未納の場合は、非会員と同じ扱いとなるので、注意が必要である。

演題のタイトルに会社名や商品名、商標名を使用しないということは、学会の中立性と営利目的の学会発表を排除する上で非常に大切な取り決めである。しかし、MRにおけるシーケンスの名称など、特定のメーカーが使用している呼称が、この範疇に入ることを理解していない学会員が多く、第39回秋季学術大会の応募演題についても、演題タイトルの修正を行った演題が相当数あった。なお、演題タイトルの修正について、従来は応募者に変更を求めていたが、演題審査の効率性を高めるために、新しいシステムでは例外を除き、プログラム小委員会の判断で応募者に確認することなく、担当プログラム委員または小委員長が修正を行うことにした(予稿集の本文も同様)。タイトルを考える際に、特定のシーケンスや名称を含めずには、一般性のある語句でタイトルを構築する癖をつけることは、研究者としても非常に重要なことである。自分の研究をいろいろな見地から考察し、もっとも価値のあるタイトルを見つけるように努力していただきたい。

5. 演題審査の流れ

応募演題が締め切られ、すべての応募演題の申し込み内容がデータベースとなってプログラム小委員

会と大会実行委員会に送付された後、プログラム選考会議が開催されるまでの期間は約1カ月で、その間にプログラム小委員会による演題審査が行われる。以下に演題審査の流れについて、今回の秋季学術大会を例に示す。①プログラム小委員会委員長(以下、小委員長)と大会実行委員長とで、採用演題数とその内訳を決定する(Table 1 参照)。②小委員長は応募演題データを専門分野別に分類し、審査用資料を作成し、プログラム委員に送付する。③プログラム委員は、応募演題の専門分野別の投稿区分が適当であるかをまず判断する。また、各自が担当するすべての応募演題について、倫理に関する審査を行い、不適当、もしくは要確認の演題について、小委員長に連絡する。④プログラム委員は、③の作業と並行して、応募者と演題審査員が重複しないように配慮した上で、応募演題を演題審査員に振り分け、送付する。⑤演題審査員はあらかじめ指定された審査基準で応募演題を審査し、その結果をプログラム委員に報告する。⑥プログラム委員は演題審査員の評価結果を参照のうえ、演題の採否と演題区分別の振り分けを決定し、各セッションの担当座長を決定する。このとき、座長候補に電子メールなどで連絡が可能な場合は、できるだけ座長受諾の可否を確認する。⑦そして、プログラム委員は最終的に決定した区分別のセッションのタイトル、採択演題番号、担当座長、次座長候補、コメントなどを所定のファイルに入力し小委員長に返送する。⑧すべてのデータをもとにプログラム選考会議に必要な資料を小委員長が作成する。

この演題審査の流れの中で、①～③の作業において、小委員長とプログラム委員は、演題の応募者の個人情報(氏名、所属、共同研究者)を知ることになるが、④の作業で演題審査員に応募演題データが送付される際に、すべての個人情報が匿名化される。したがって、演題審査員はどこの誰が応募した演題であるかを知らない状態で審査を行う。当然ながら、演題審査員が応募者であったり、共同研究者などである場合は、その演題は別の演題審査員が審査するように④の段階でプログラム委員によって演題が振り分けられる。

すべての演題審査はプログラム選考会議の開催前に完了し、プログラム選考会議では、学会全体を通じたプログラム編成の修正や座長候補の重複の確認などが行われる。座長の決定にあたり、以前は座長の担当と座長自身の発表時間が重複している場合は、プログラム編成を変更して(セッションを移動させて)対応していたが、新しいシステムでは座長を交替することで対応している。したがって、今後も、事前に座長をお願いしていても、プログラム編成の都

合でお断りする場合が出てくると考えられる。

6. 演題審査の基準

応募演題の採否を決定するための審査基準は以前から存在していたが、全応募演題採用を前提としていたため、実際にその基準が適応されることはほとんどなかった。また、応募データ(氏名、住所、所属、予稿原稿含む)に間違いがあっても、後日、修正データが提出されることを前提に、当該演題が不採用となることはなかったが、新しいシステムからは原則として、応募者と学会の間の演題応募に関するやり取りは1往復だけとした。今後、演題の応募データに不備があれば、その時点でその応募演題は不採用となる場合があるので、演題を応募する場合には、応募データに間違いがないかどうかを慎重にチェックして、投稿するように心がけていただきたい。

新しいシステムにおける演題審査の基準は、演題審査員が公平に審査できるように、比較的簡単で、誰にとっても理解しやすいものにした。実際に演題審査員に配布した演題審査に関する説明を以下に示す。

【演題審査の基準】

演題の審査は、投稿された演題の「新規性(オリジナリティ)」、「会員にとっての利益度」、そして「研究の完成度」の3項目のそれぞれについて5段階評価(①低い、②たぶん低い、③ふつう、④たぶん高い、⑤高い)で行い、その合計点を演題の評価点とする。ただし、どれか1項目でも①の評価があれば不採用とする。個々の項目について、評価を低くする例を以下に示す。

<評価が低くなる例>

*新規性(オリジナリティ)について

- ・過去に同様な発表があり、今回の発表内容にプラスされると思われるものが記載されていない。
- ・研究の新規性の説明が明確でない。
- ・示されている研究の新規性の真偽が疑わしい。

*会員にとっての利益度について

- ・同様の研究が過去に行われており、すでに社会に既成事実として受け止められている。

- ・放射線技術科学と直接的・間接的に関連が少ない。
- ・導き出された結果が会員に誤解を生じさせる可能性がある。

- ・方法または結果の導き方が間違っている。

- ・生命倫理に十分な配慮がなされておらず、会員が同様の研究を計画・実施する恐れがある。

- ・タイトルに会社名や商品名が入っている。または、ある特定の製品の宣伝が目的の可能性が高い。

*研究の完成度について

- ・目的・方法・結果のいずれか、または全部が記載されていない。
- ・目的・方法・結果のいずれか、または全部の内容が理解困難である。
- ・誤字脱字が多い。

実際には、演題審査員は各演題について上記の3項目の5段階評価を行い、プログラム委員がそれを集計し、各演題について複数の演題審査員の評価の平均を求め、応募演題の評価順位を専門分野ごとに決定する。この審査方法では、応募演題数の多い分野(例えばMRIやCT)ほど、審査で上位に行くのが難しくなる可能性があり、一見、不公平なように思われるが、専門分野によって採択の難易度が違うことは、国際学会では普通のことであり、逆にそういった応募演題数の多い専門分野で高い評価を得た(総会の場合は口述発表の機会を与えられた)応募者は、そのことを誇りにしていただきたい。

7. 発表演題の倫理に関して

数年前から、学術大会の演題応募の際には、倫理に関するアンケートに答えることが義務付けられるようになった。厚生労働省の「臨床研究に関する倫理指針」(平成15年発行、平成20年改正)によると、研究者には、「自分たちが実施して発表しようとしている研究の内容が倫理に反していないことを宣言する」ことが求められ、学会には、「学会で発表されるすべての研究発表が、各施設の倫理審査を受けたものであることを確認する」ことが求められている。研究倫理に関する項目には、個人情報の保護やインフォームドコンセント、共同研究者の責任に関すること、利益相反などが含まれる。本来はどのような研究であっても、研究を始める前に所属する施設の倫理委員会によって承認を受けなければいけないが、学会員の中には、自分で倫理審査を受ける必要がないと判断して、倫理審査を受けずに演題を応募する者も少なくない。例えば、第39回秋季学術大会での演題応募の際には、倫理に関するアンケートに対する回答として、以下の4項目が用意されていた。

- 1) 臨床例またはボランティアの検討については、倫理委員会の承認を得た。
 - 2) 臨床例またはボランティアの検討については、インフォームドコンセントを行った。
 - 3) 倫理規定などに抵触していないことを確認した。
 - 4) 臨床例またはボランティアの検討および動物実験に該当しないので、いずれの手続きも行っていない。
- 通常、どのような研究であれ、患者の臨床情報(氏名、性別、住所、検査データ、画像データなど)を研

究に用いる場合は、1または2の回答が必要となるが、今回の秋季学会の場合、半分以上(271演題)の応募者が3または4と回答していた。しかし、無条件で3または4という回答が許容される研究とは、ファントム実験によるデータしか使用しておらず、加えて、いかなる観察者実験も実施していない研究が対象となる。そのため、今回の場合は、3または4的回答をした271演題のすべての演題について再調査を実施し、倫理的に問題がないことを確認した。そして、最終的には2演題が倫理的に不適当という理由で不採用となった。

上記のような問題は、アンケートの回答の選択肢にも問題があったので、第68回総会学術大会の演題応募のアンケートでは、以下のようにアンケートとその回答を変更した。

【第68回総会学術大会演題応募画面から】

研究発表は、生命倫理への配慮および個人情報の保護がなされていなければなりません。

申込み演題が以下に示す各項目について、いずれに該当するかを選択してください。複数が該当する場合がありますが、上位に該当するものをひとつ選択してください。(A)の質問で2を選択された方は、(B)は必須になります。

なお、倫理委員会が設置されていない施設は、当該施設で同様の機能をもった審査機関または、その任をもった院長もしくは部長の承認を得てください。選択されたものが研究内容と合致しない場合は採択できませんのでご留意ください。

(A)申込み演題における研究に関して、当該施設の倫理委員会の承認を得ましたか。

1. 承認を得た(申請中である)。

2. 承認を得ていない。

(B)(A)の質問に、2を選択された方はのみ、お答えください。

1. 申込み演題における研究では、患者またはボランティアの臨床データ(画像データ、検査結果、診断名、個人情報を含む)は一切使用していない(例:ファントム実験のみである場合など)。また、観察者実験(視覚評価)も含まれていない。

2. 申込み演題における研究では、患者またはボランティアの臨床データ(画像データ、検査結果、診断名、個人情報を含む)、または／および、観察者実験で得た観察者のデータを使用しているが、当該施設には倫理委員会が存在しないため、同様の機能をもった審査機関、またはその任をもった院長もしくは所属長の承認を得た(この場合、承認を得た際の記録の保管が必要です)。

3. 動物実験なので、施設の動物実験規則に基づき

実施した。

倫理に関して、何がなくて何が悪いのか、多くの学会員には理解が困難かもしれないが、将来的に研究者として倫理に関する知識が必要になってくることは間違いない。現在、本学会では学会員が倫理に関する事項を理解し、実施するためのガイドラインを特別委員会にて作成中であるので、その完成を待ちたい。また、本学会の文献¹⁾でも倫理に関する詳細な説明を参照することができる所以、そちらを参照のうえ、倫理についての理解を深めていただきたい。

結語

平成23年度より大きな変化を遂げた総会学術大会および秋季学術大会で発表される演題の審査について、そのシステムと必要性が理解できるように説明した。

この新しい演題審査システムは、まだ始まったばかりであるが、新しいシステムのために応募した演題が不採用になり、悔しい思いをする学会員が今後増えてくるだろうと思われる。しかし、そうした悔しさをバネに、各個人が研鑽を重ね、結果的に本学会の学術大会における発表演題のレベルが向上することを期待したい。

今回のような大きな変化の過程において、すべてが一朝一夕にうまく収まることは非常に稀である。今後も少しずつであるが、プログラム小委員会と関係委員会の間で議論と経験を積み重ねながら、多くの学会員に納得してもらえる、信頼度の高い演題審査システムを作り上げる努力をしたい。新しい演題審査システムに関して、何か気づいた点があれば、遠慮なく意見をお聞かせ願えれば幸いである。

参考文献

- 1) 小笠原克彦. 教育講座－研究方法論－第2回 臨床研究と研究倫理. 日放技学誌 2010; 66(6): 668-672.